



発行 東京都

目次

4

規程（水）

○東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………

規程（水）

●東京都水道局管理規程第一号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年一月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「で退職した職員」の下に「（第五項の規定に該当する者を除く。）」を加え、同条第三項中「職員」の下に「（第六項の規定に該当する者を除く。）」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「、第五項及び第六項」を「及び第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第六項第四号」を「第八項第四号」に、「又は第六項」を「又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第八項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退

職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第八項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第十一条第八項中「第六項第三号」を「第八項第三号」に、「又は第六項」を「又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第二項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額  
二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額  
6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第二項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

第十三条第一項中「又は第三項」を、「第三項、第五項又は第六項」に改め、「（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）」を削り、同条第二項中「特定退職者」の下に、「第十一条第五項又は第六項の規定に該当する者」を加える。

第十四条第一号中「第十一条第六項第三号」を「第十一条第八項第三号」に改める。  
 第十四条の六の見出し中「第十一条第五項第二号」を「第十一条第七項第二号」に改め、同条第一項中「第十一条第五項第二号イ」を「第十一条第七項第二号イ」に改め、同条第二項中「第十一条第五項第二号ロ」を「第十一条第七項第二号ロ」に改める。  
 第十五条第二項第一号中「基本手当」の下に、「高年齢求職者給付金」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第十一条第五項又は第六項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

第十五条の三中「第十一条第五項各号」を「第十一条第七項各号」に改める。

第十五条の五中「第十一条第五項第二号、同条第六項第一号及び第二号」を「第十一条第七項第二号、同条第八項第一号及び第二号」に改める。

第十五条の六中「第十一条第六項第三号から第六号まで」を「第十一条第八項第三号から第六号まで」に改める。

第十五条の七の次に次の三条を加える。

（高年齢受給資格証の交付）

第十五条の八 局長は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）が管轄公共職業安定所に求職の申込みをしたことの証明書を呈示した場合には、失業者退職手当高年齢受給資格証（以下「高年齢受給資格証」という。）を交付しなければならない。

（準用）

第十五条の九 第十三条第六項及び第七項、第十五条第二項、第十五条の二第二項及び第十五条の七の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第五項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第六項」と、

「失業認定申告書」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

2 第十五条の六の規定（第十一条第八項第三号の規定による退職手当の支給は除く。）は、高年齢受給資格者について準用する。この場合において、同条中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「第十一条第八項第三号から第六号まで」とあるのは「第十一条第八項第四号から第六号まで」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

第十五条の十 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で第十一条第五項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が第十五条の八の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第三十三条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、第十一条第五項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第十五条の二第二項の規定による失業の認定を受けた後に、第十一条第六項の規定による退職手当に係る場合にあつては第十五条の八の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給者失業認定申告書に失業の認定を受け、局長に高年齢受給資格証を添えて提出しなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第二十条第一項又は第二項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（第十一条第五項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。  
 第二十二条第一項中「第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「第一項」の下に「又は第五項」を加える。

第八条 削除

付則第二十一条中「第十一条第五項」を「第十一条第七項」に改める。  
附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

